

本ソフトウェアは、お客様が以下に示す使用許諾書の諸条件に同意した場合にのみご使用が可能です。同意するボタンをクリックすると、本契約の諸条件を許諾されたとして見なされます。KnowledgeLake社のKnowledgeLakeソフトウェアアプリケーションをご使用になる前に、下記に示す使用許諾契約書の内容をよくお読みください。お客様が契約条件の内容に同意されず、また、本使用許諾契約書の制約を受けられたくない場合は、本ソフトウェアは使用できません。

お客様が企業団体を代表して契約に同意される場合、「同意する」ボタンをクリックすると、お客様がその企業団体会社組織を代表して認可され、企業ライセンスの「契約者」の代表者として本契約の諸条件の拘束を受けるものとして見なされます。

説明事項

KnowledgeLakeは、ドキュメント画像化のコンピュータソフトウェアおよびそのソフトウェア（以下総称して「本ソフトウェア」という）を使用したユーザーマニュアルや他のドキュメントに対し、ライセンスを供与・配布する権利を有します。

本契約書に示す条件に従って、ライセンシーはKnowledgeLakeから本ソフトウェアの非排他的かつ譲渡不能なライセンスを受け、また、

KnowledgeLakeはライセンシーに対し供与することを要求します。

したがって、本契約書で示されている相互の約束事を考慮し、また、その約束事について各当事者で相互認識している受領、充足性、妥当性が良好かつ有益なものとなるよう考慮し、本契約書は以下の内容にて合意されます。

1. 定義

本契約書における定義は、以下の通りです。

(i) “サーバ”とは、サーバオペレーティングシステムソフトの単一インストールをいい、論理デバイスでも物理デバイスのどちらでも構いません。本契約書においては、複数のOSソフトを実行する単一のハードウェア装置は、複数のサーバとして見なされます。

(ii) “CPU(中央処理装置)”とは、物理的または論理的サーバに取り付けられているものを示すか、アドレス指定される1つの物理的処理装置を示します。本契約書においては、1つ以上のコアを含むプロセッサは単一のプロセッサをいいますが、1つのサーバが複数のCPUを含む、もしくはアドレス指定されるものが一般的です。

(iii) “コンピュータ”とは、“サーバ”として使用していない1つ以上のCPUを搭載したエンドユーザ装置を意味します。

(iv) “ソフトウェアの保守”とは、ライセンシーに対しソフトウェアのサポートならびにアップグレードを提供するためにKnowledgeLakeが行う年間サービスを意味します。

2. ライセンスの供与

本契約書の条件に従い、KnowledgeLakeは本契約書によってライセンスを以下のように供与します。

(i) 本ソフトウェアは、コンピュータで解読でき、現在または将来的にライセンシーが所有または借用する、もしくは使用するコンピュータまたはサーバ上で運用されるものであり、ライセンシーの内部使用を目的とする専用ソフトであり、本ソフトウェアを使用するための非排他的かつ譲渡不能なライセンスを供与します。

(ii) 本ソフトウェアのコピーは、保管またはバックアップを目的として1回だけ行えます。

3. ライセンシーの誓約事項

本契約書の期間中におけるライセンシーの誓約事項は、以下の通りです。

(a) ライセンシーの必須事項。(i) 本ソフトウェアに関する第2条の条件に従ってのみ本ソフトウェアが使用されることを保証する必要があるため、内部ポリシー、手順および監視のしくみ等を導入および実施すること。(ii) 本ソフトウェアに対し、誰またはどの実態からも不正アクセスがないことを保証するために必要とするすべてのステップをとること。

(b) ライセンシーの禁止事項。(i) 本ソフトウェアに関する第16条に従う場合を除いて、本ソフトウェアの一部もしくは全部の譲渡、サブライセンス、リース、阻害、さもなければ、転記または転記を試みること。(ii) いかなる第三者に対しても、タイムシェアリングまたはネットワーキング(契約書中で明確に許可されている場合を除く)もしくはその他の方法で、本ソフトウェアの全部もしくは一部の使用やアクセスを許可すること。(iii) KnowledgeLakeが法的にライセンシーに対して許可する必要がある範囲以外で、本ソフトウェアの改造、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。(iv) コンピュータが解読できるオブジェクトコード以外で、本ソフトウェアの全部もしくは一部を所有または使用すること。(v) 本契約書の第2条で許可される以外で、本ソフトウェアの転記を行うこと。(vi) 本ソフトウェアの全部もしくは一部から、著作権、商標、特許、もしくはその他の所有権に関する記載情報を削除すること。(vii) 本ソフトウェアの派生著作物の作成。

4. 知的財産の所有権
本ソフトウェアは、米国とその他の国の著作権法を含む(ただし必ずしもこれに限定されない)法律および国際協定の規定で保護されています。ライセンシーは、KnowledgeLakeもしくはそのライセンサーが、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのコピーと改訂に対し、すべての権利、利益、所有権を有しており、これを保持することに同意します。ライセンシーは、本契約書の一部が有効な著作権または特許であるか、または、著作権または特許の対象である可能性があるかに関わらず、本ソフトウェアがKnowledgeLakeとそのライセンサーの所有権情報と企業秘密情報を構成していることを承認します。ライセンシーは、本ソフトウェアに含まれているすべての情報とデータの全部もしくは一部を極秘扱いで保持し、その情報やデータを、KnowledgeLakeの事前による承諾なしに、第三者に対して出版、伝達、もしくは公開しないものとします。ライセンシーは、本ソフトウェアにアクセス権限がある者が本ソフトウェアの全部もしくは一部を不正に複製または公開しないため、あらゆる適切な措置を講ずることに同意します。

5. ライセンス料

本契約書に基づきライセンシーに供与されたライセンスの対価として、本ソフトウェアのインストール以前に、ライセンシーは互いに合意したライセンス料の支払いをKnowledgeLakeに対して事前に完了しているものとします。

ライセンシーは、税の法的責任がいつ発生したかに関わらず、本契約書のもとで規定されたライセンスから発生する、もしくは、それに関連する任意の権限、または本ソフトウェアの使用に関連する権限により課せられる上記の販売・使用・その他のすべての税(KnowledgeLakeの収益にかかる税を除く)を支払うものとします。

6. データのインストールおよび変換

本契約書の当事者間で別段の合意がない場合、ライセンシーは本ソフトウェアのインストールに対して唯一責任を負うものとします。ライセンシーは、自身が本ソフトウェアを使用する際に必要となる、本ソフトウェアと互換性があるデータの変換にのみ唯一責任を負うものとします。

7. ソフトウェアの保守

ソフトウェアの保守が本ソフトウェアライセンスに含まれる場合;

ソフトウェアの保守は、以下2つのサービスで構成されます。(1) 電話およびウェブでのサポート。米国の祝日を除く営業日の月曜日から金曜日で、午前8:00から午後5:00までとなります。(2) ライセンシーが本ソフトウェアの新規リリースすべてを受け取る権利。これらのリリースは、誤記訂正、本ソフトウェアが動作するオペレーティングシステムの新リリースのサポート、大幅な機能追加、新規入出力装置のサポート、またはその他の付随的なアップデートや訂正を提供するためのものです。

本契約書の一部として購入したソフトウェアの保守は、本ソフトウェアの納品書の日付から開始されるものとします。ソフトウェア保守は、当事者間の自由選択により1年後ごとに更新することが可能です。本サービスの年間費用は、本ソフトウェアの小売価格の22%とし、本ソフトウェアのインストールに先行して支払いが可能です。ソフトウェアの保守に対する費用は、毎年1回更新日の60日前に支払うもので、また、その支払期限は年間更新日より後の日付となります。時間を問わず、KnowledgeLakeは本ソフトウェアの現行リリースと以前のリリースの両者をサポートします。KnowledgeLakeが本ソフトウェアをサポートしている限り、このソフトウェアの保守は、1年の間、かつ、現行のソフトウェア保守の期間が終了するまで、10%を超える費用の値上げは行われません。

8. 契約と契約終了

(a) 本契約書に基づきライセンシーに許可されたライセンスは無期限であり、本契約書で契約の終了を定められていない限りは継続されます。ただし、次の場合は、本契約は直ちに失効するものとします。(i) ライセンシーが本契約書の第3条、第4条、第5条に示された義務のどれかに違反した場合に、KnowledgeLakeの書面通知の発行時点で契約は失効します。(ii) ライセンシーが本契約書の重要な条件のどれかに違反し、その違反に対する書面通知を受けた後30日以内にKnowledgeLake社が満足のいくように違反を修正できなかった場合は、ライセンシーへの予告なしに自動的に契約は失効します。

(b) ライセンシーは、本契約が終了した時点で、以下に従うものとします。(i) 本ソフトウェアのすべての使用を中止する。(ii) KnowledgeLake社に本ソフトウェアを格納しているすべてのコンパクトディスクまたはその他の媒体と本ソフトウェアのその他すべての物理的複製物を返却する。(iii) ソースコードのコピーを含め、コンピュータメモリまたはデータ記憶装置に含まれる本ソフトウェア自体とすべてのコピーを、ライセンシーの管理の下で、破棄する。(iv) ライセンシーはKnowledgeLakeに対し、本契約書の終結後1週間以内にKnowledgeLakeに返却し、本ソフトウェアとソフトウェアのコピーすべてを本契約書(第8条(b))に従って破棄したことを証明する。

9. 規則の順守

KnowledgeLakeから正当な要求を受けたとき、ライセンサーは本契約書の規則に順守していることを実証する署名入りの文書を用意するものとします。先行する調査にて本契約の違反が明らかにされなければ、12ヶ月の期間内で任意の時期に1度だけ調査を行う可能性があるという条件にて、KnowledgeLakeは正当な通知を受領後すぐに、ライセンサーの本契約書への順守を実証するため、ライセンサーの施設を調査する権利を得るものとします。

10. 保証

(a) KnowledgeLakeは、本ソフトウェアと同梱されているユーザマニュアルおよびその他のドキュメントに規定されているように、本ソフトウェアが十分に機能し、また、本ソフトウェア媒体が材質および仕上がりにおいて、本ソフトウェアをライセンサーが受領した日付から90日の間、瑕疵がないものであることを保証します。ただし、本ソフトウェアがKnowledgeLake以外で改変または変更された場合、本ソフトウェアが誤用または不正使用された場合、もしくはKnowledgeLakeによりライセンサーに提供されたすべてのアップグレード情報をライセンサーが組み込めなかった場合には、KnowledgeLakeは本保証について責任を負わないものとします。本保証の違反があった場合は、ライセンサーは、欠陥ソフトウェアをKnowledgeLakeの費用にて以下の条件内であれば、KnowledgeLakeに返却することが可能です。(i) 本契約書のライセンサーよりKnowledgeLakeに支払われたライセンス料の返金 (ii) KnowledgeLakeによる無料での本ソフトウェアの交換。欠陥ソフトウェアの返金または交換は、本保証の違反の際のライセンサーの独占的な求償権です。

(b) KnowledgeLakeは、ライセンサーにより本ソフトウェアのソースコードからの変更またはソフトウェア開発キット(SDK)を使用して行われたカスタマイズについて保証しません。

(c) 本契約書の第10条で明確に示された場合を除いては、本ソフトウェアまたはアプリケーションに関し、暗示あるいは黙示を問わず、本ソフトウェアまたはアプリケーションの操作方法または使用方法や、その操作方法または使用方法で生成されたデータ、あるいは本契約に関するいかなるサポートサービスに関しても、KnowledgeLakeはいかなる保証も行いません。本ソフトウェアまたはアプリケーションの操作方法または使用方法、その操作方法または使用方法で生成されたデータ、あるいは本契約に関するいかなるサポートサービスに関して、KnowledgeLakeは、本契約書により、法律で許された範囲において、特に法令によって生じた保証さなければ法律上で生じる、または取引の処理や慣習から生じる言外の保証すべてを除外します。本契約書で定める本ソフトウェアおよびアプリケーションの操作または用途に関し、KnowledgeLakeは、商品適確性、適性品質、または、特に特定またはその他の用途への適合性、もしくは契約違反の言外の保証すべてを除外します。本契約書で示す限定保証は、お客様に特定の法的権利を与えるものであり、法的権限の管轄区域ごとに異なる場合があります。これは、ライセンサーが適用法令で認められた最大範囲まで、保証を制限する目的のものです。

11. 救済の制限

ライセンサーは、本ソフトウェアがライセンサーの使用目的に適合したものであることを自主的に実証し、また、ライセンサーがそのような選択時にKnowledgeLakeのスキルや判断に頼らなかったことに同意します。ライセンサーは、本ソフトウェアの使用に関するすべての危険を負うものとします。契約内または法的不正行為、あるいは本ソフトウェアまたはKnowledgeLakeの契約上の責任は、本ソフトウェアに対してライセンサーがKnowledgeLakeに支払ったライセンス料を超過しないものとします。本契約書に示された救済内容がその第一の目的あるいはその他の目的を達成できるか否かに関わらず、ライセンサーは適用法令で認められた最大範囲内で、間接的、偶発的、特殊な損害、利益損失、貯蓄損失、誠意の喪失等の形式での損害賠償、あるいは、ライセンサーが本ソフトウェアを使用したことまたはソフトウェアが使用不能であることにより発生する損害について、または、本契約書に付随して提供されるサポートサービスから生じる懲罰的損害賠償について、たとえKnowledgeLakeがそのような損害の可能性を助言していた状態であっても、KnowledgeLakeとその従業員は、ライセンサーやその他の個人、または実体に対し責任を負わないものとして更に合意します。

12. 補償

(a) KnowledgeLakeは以下に示す場合に、ライセンサーに対し、本ソフトウェアが第三者の特許、著作権、企業秘密の権利の侵害へのクレームから派生した、以下に示す第三者へのあらゆる責任を補償します。(i) ライセンサーがKnowledgeLake社に対しクレームを書面で直ちに送付した場合(ii) ライセンサーがKnowledgeLakeにクレームに対する完全な権限を与え、クレームの防御に関しKnowledgeLakeが要求するすべての情報と援助をKnowledgeLakeに提供する場合(iii) ライセンサーが、クレームの防御および、本契約書の第12条で定める全または一部の義務、または権利をライセンサーに対し委任する権限を含むがこれに限定されない、妥協または調整についてのあらゆる交渉について、独占的な統制権をKnowledgeLakeに与える場合。ライセンサーに対する第三者のクレームが司法命令に発展し、ライセンサーが本ソフトウェアを使用できなくなった場合、KnowledgeLakeは自身の絶対的裁量権により、以下の行為が可能で、(i) 第三者よりライセンサーに本ソフトウェアを継続して使用する権利を得ること。(ii) 本ソフトウェアまたは本契約書の侵害対象部分の改変、または置換し、この部分を非侵害対象とすること。(iii) 前述の選択肢が、KnowledgeLakeの絶対的判断により、かなり現実的であった場合は、書面によりライセンサーへ通知し次第、本契約を終了すること。また、KnowledgeLakeによるこのような契約の終了時には、ライセンサーが支払ったライセンス料は直ちにKnowledgeLakeより返金されます。

(b) KnowledgeLakeおよびKnowledgeLakeのライセンサーのどちらも、賠償義務を負わないものとします。そうでない場合は、下記に基づいてライセンサーに対しいかなる侵害行為の責任を負わないものとします。(i) 本ソフトウェアを使って開発したアプリケーションのライセンサーによる操作(ii) KnowledgeLakeの提供品でない製品と本ソフトウェアを組み合わせて使用するライセンサーの行為(iii) ライセンサーによる、本ソフトウェアの改変、廃止、もしくは代替版の使用KnowledgeLakeの事前の書面による承諾なしに、ライセンサーにより課せられたいかなる費用についても、KnowledgeLakeは責任がありません。本契約書の第12条の条項は、特許、著作権、または企業秘密の侵害のクレームについて、KnowledgeLakeの排他的な法的責任と、ライセンサーの排他的な救済内容を述べたものです。ライセンサーは本契約で定められた理由で、KnowledgeLakeに対し賠償請求を行わないものとします。

13. 紛争の解決

(a) 第13条に規定する場合を除き、本契約書に関わる、または本契約書から発生する各当事者間のすべてのクレームまたは紛争(本契約書の交渉または実施、あるいは本契約書の任意の条項の解釈、履行、あるいは違反を含むがこれに限らない)は、米国ミズリー州にて、米国仲裁協会の商事仲裁規則にのっとり、単独の中立の立場にある仲裁者の面前で仲裁されるものとします。上記の裁定書は、正当な司法権を持つ裁判所における判断情報として提出しても構いません。仲裁に関する本条項は、各当事者により特に実施可能とします。また、さもなければ正当な法律で規定する場合を除き、本契約書に従って定められた仲裁者の決定は、最終確定であり、拘束力を持つものとします。仲裁者は、永久的な差し止めによる救済やその他の公正な命令および救済を発令し許可する権限を持つこととします。このような仲裁は極秘で、本契約書の守秘義務の条項に従ってとり行われるものとします。各当事者は各自の仲裁費用を支払うものとし、仲裁者の費用は均等に分担されるものとします。

(b) ライセンサーは、KnowledgeLakeに本契約書の第4条または第24条の違反、または脅迫による違反があった場合、KnowledgeLakeは修復可能なの害を受けることをまた、本契約書に含まれるすべての条件にかかわらず、それとは反対に、KnowledgeLakeは、仲裁手続きを行う前に時を問わず、そのような違反または脅迫による違反を未然に防ぐため、また、仲裁手続きが開始された場合に仲裁裁定がそのような仲裁手続きで宣告されるまで、あるいは、クレームまたは紛争がさもなければ解決するまで、いつでも管轄裁判所にて訴訟を起こすことができると認識します。KnowledgeLakeがその仲裁手続きで勝訴した場合、衡平法上の救済を得るための法的手段をとる目的でKnowledgeLakeに発生したすべての手数料、経費、代金を含むがこれに限定されないいかなる手数料、経費、および代金を、ライセンサーはKnowledgeLakeに対して弁償するものとします。

14. 義務の存続

本契約書が終結し次第、本契約書の第4条の8(b)、第13条および第14条で定めるライセンサーの義務および第12条、第13条、第14条、第19条、および第22項に定められたKnowledgeLakeの義務を除き、各当事者の権利と義務はすべて無効とします。また、これら例外以外の義務については有効に存続するものとします。

15. 救済

当事者のどちらかが権利を有する時間を問わない救済の実施は、その当事者が権利を有する他の救済を行うか、もしくはその権限を放棄するかを選択する行為ではないとしてみなされます。

16. 拘束力: 権利の譲渡

本契約書と本契約書で定められているすべての項目、条項および条件により、本契約書の各当事者および、それぞれの法律的相続人、および権利継承者の利益の効力を生じ、また、法的に拘束するものとします。本契約書の第16条で定めている場合を除いて、ライセンサーはKnowledgeLakeの書面による事前承諾がなければ、本ライセンス、あるいはその権利または義務を譲渡できません。また、この時、その承諾は不当に公表されません。KnowledgeLakeが認めた場合、ライセンサーは本ソフトウェアの恒久的に譲渡しその使用を中止しなければなりません。また、提案の譲受人は、本ライセンスの条件を順守しなければなりません。本契約書の第16条に定められている権利または義務の譲渡のライセンサーによる違反行為は、法的操作であれ何であれ、影響力や効果がないものとします。

17. 契約文書

各当事者が正式な書面による契約を締結した場合、契約書中で定めている主題に関し、各当事者間の合意全体を構成し、本契約書および、口頭か書面かに関わらず本契約書で定める主題に関し、各当事者間で定めるその他のすべての事前契約や理解事項に優先します。

18. 改正; 免責事項

本契約書は、両者間の書面による承認がない場合、いかなる改変、変更、または改訂も効力がないものとします。本契約書に対する当事者の一方が時間を問わず本契約書の条項のいずれかを実施できなかった場合、もしくは時間を問わず本契約書の条項のいずれかの遂行を要求できな

かった場合、それ以後は遂行権限に対し一切の影響を与えないものとします。同じ条件または別の条件の本契約書の侵害は、別の侵害として扱われないものとします。

19. 通知

本契約書において提供または配信が必要または許可されるあらゆる通知またはその他の情報伝達は、書面で行うものとし、個人に郵送されるか、または、書留郵便もしくは配達証明便で、受領書の返送を求めた郵便料前払いにて配達されるか、もしくは、全国的に認められた配送業者により翌日配達で配達された場合は、当事者の一方が時々他方に対し書面で指定する可能性がある理由で、かかるあて先または個人宛てで、当事者に確実に届けられるものとします。上記のいかなる通知またはその他の情報伝達も、個人に配達された時点、すなわち米国内では投函後5日、または、翌日配達で全国的または国際的に認められた配達業者を使った場合は1日後に行われるとみなされることとします。

20. 無効・違法または法的強制力のない条項

本契約書のどれか1つまたはそれ以上の条項が何らかの理由で、管轄区域内の裁判所により無効、違法、または強制力がないものとして留保されるものとした場合、本契約書の残りの条項は障害のないものとし、それぞれの無効、違法または法的強制力のない条項については、無効・違法または法的強制力を是正するため最小限の範囲で改変されるものとして、裁判所により取り扱われるものとし、改変が行われた通り法的強制力を持つものとする。

21. 請負業者

本契約書においては、KnowledgeLakeとライセンサーの間で、各当事者またはその他の存在により、代理店、パートナーシップ、または共同事業はいずれも設立されないものとします。

22. 準拠法: 場所

本ソフトウェアが配達された州における地方の法によって当該法律の選択が禁じられていなければ、本契約書は、ミズリー州の地方の法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。本契約書の第13条の(a)と(b)に従い、本契約書の条件から生じる紛争を解決するために起こるすべての訴訟は、ミズリー州のセントルイス郡の場合は、巡回裁判所に持ち込むこととし、ミズリー州の東部地区の場合は、米国連邦地裁に持ち込むこととします。上記のような場所の選定が本ソフトウェアの配達される地域における地方の法律で禁止されている場合、場所は一般的管轄区域内の裁判所がある当該郡の首都内とするものとします。

23. 守秘義務

(a) 機密情報の定義: 各当事者は、本契約書の条件を含みそれらに合致する、KnowledgeLakeとライセンサーにより開示されるすべての情報と資料が、口頭、書面、電子化による開示に関わらず、また、「機密情報」と明示されているか否かに関わらず、本契約書の保護に従い、本契約書内で総括的に「機密情報」として見なされ参照されることに同意します。

機密情報には、下記の情報は含まれません。(i) 当事者の一方に瑕疵または違反がない状態で、現時点で利用可能、もしくは、公に徐々に一般に利用可能になりつつある情報(ii) 情報受領側に対して公開するに先立って、当事者の一方が公正に自身の所有物として説明できる情報(iii) 機密情報を全く利用せずに当事者の一方が自主的に作成した情報、または(iv) 当事者の一方が、その情報を譲渡または公開する権利を持った第三者から公正に得られる情報

(b) 機密情報の非公開と非使用: 各当事者は、その情報を知る必要がある企業の従業員を除き、機密情報はどの企業に対しても、または、その情報を知る必要があり、本契約書の義務に同意する二次請負業者またはアドバイザーに対して、情報の開示、公表、さもなければ流布させないものとします。各当事者は、機密情報の不正な使用、公開、出版、または流布を防ぐため、十分な予防措置をとるものとします。各当事者は、どちらかの当事者同士のビジネス上の打ち合わせに関し評価目的のみでその機密情報を受け取ります。各当事者は、どの場合にも、情報公開者の委任代理人の書面による承諾がなく、機密情報をそのほかの自身あるいは他の第三者の利益のために使用しないものとします。本契約書が作成される協議または取引が終了した直後に、情報受領者はその機密情報を相手に返却するか、または、書面によりその情報が破棄されたことを証明するものとします。

機密情報について前述した規制は、任意の訴訟、法的手続き、あるいはその機密情報に関連したその他の紛争、さもなければ、法律問題として公開すべき機密情報には適用しないものとします。しかし、機密情報の作成について本契約書に従った法的要求を受け取った場合は直ちに、その要求を受けた当事者はもう一方の当事者に通知し、その機密情報を作成する前に、その相手に対して、この要求に反対する機会を与えるものとします。

(c) その他: すべての機密情報は、情報を開示する当事者の所有物にとどまるものとし、機密情報に対してのライセンスまたはその他の権利は認められないものであり、本契約書によって暗示されないものとします。すべての機密情報は、明示あるいは黙示を問わず、その情報の正確さと完全性については保証がなく、「現状のままで」提供されます。各当事者は、本契約書によって、機密情報の不正開示または使用は、突き止めることが困難な情報開示者に対し、回復不能な損害と深刻な被害をもたらす可能性があることに同意します。従って、各当事者は、自身が有する可能性のあるその他の権限や救済に加え、情報開示者は本契約書のもとで義務の強制力をもたせるための差し止めによる救済を要求または受ける権限を持つことに同意します。

24. 米国政府エンドユーザへの通知

本ソフトウェアおよびマニュアルは、連邦規則集(CFR)第48編第2.101条に定義された「商用品目(Commercial Items)」であり、CFR第48編第12.212条またはCFR第48編第227.7202条にいう「商用コンピュータソフトウェア(Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータソフトウェアマニュアル(Commercial Computer Software Documentation)」からなるものです。CFR第48編第12.212条またはCFR第48編第227.7202-1条ないし第227.7202-4条に従い、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェアマニュアル、エンドユーザである合衆国政府に対して(a)商用品目としてのみ使用許諾され、かつ、(b)本契約の条件に基づき他のすべてのエンドユーザに対して与えられる権利のみが与えられます。未公開物に関する権利は、合衆国著作権法により留保されています。KnowledgeLakeは、エンドユーザである合衆国政府に対して機会均等法(修正後の大統領命令第11246号の規定、1974年Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act (USC第38編第4212条)第402条および修正後の1973年Rehabilitation Act 第503条、ならびにCFR第41編/パート 60-1ないし60-60、60-250および60-741の規制を含みます)が適用される場合はこれをすべて遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の文に含まれた条文は、本契約の一部を構成するものとします。